

## 第2回非上場会社の会計基準に関する懇談会 議事概要

・ 日 時 平成22年4月7日(水) 9時30分～11時30分

・ 場 所 公益財団法人 財務会計基準機構 第5会議室

・ 議事次第

- (1) 開会
- (2) 参考人からの意見聴取
- (3) 今後の意見集約に向けた意見交換
- (4) 閉会

### IV. 議事概要

- (1) 参考人である商工組合中央金庫 審査第一部副部長 清水謙之氏、TKC 全国政経研究会 政策審議委員長 久田英詞氏(公認会計士・税理士)、中小企業家同友会全国協議会 政策委員長 大橋正義氏(大橋製作所 代表取締役社長)より、中小企業の会計基準への考え方に関する意見聴取がされた後、質疑応答が行われた。
- (2) 共同事務局リーダーである企業会計基準委員会の新井常勤委員より、報告書の構成案と本日検討する論点について説明が行われた後、各メンバー及びオブザーバーにより、意見交換が行われた。

#### <参考人からの意見聴取の概要>

(商工組合中央金庫 審査第一部 清水副部長)

- ・ 企業審査において財務分析を実施するが、財務分析のみでは、将来予測を行うには限界がある。間接金融では、経営者へのヒアリングを通じてそれ以外の情報を得ることが可能である。中小企業金融では、リレーションシップ・バンキングが機能している限り、財務分析上、現行の会計基準で問題ない。また、会計基準が変わっても、分析をしなければならないので、審査の手間は大きくは変わらない。
- ・ 中小企業の会計指針(以下、「中小指針」)のチェックリストの普及に努めているが、利用されているケースは多くない。
- ・ 商工中金では、信用格付制度として、取引先の規模にかかわらず、統一的な基準で取引先の信用力を評価しており、会計基準が会社規模に応じて複数できてしまうと、信用格付を複数構築する等の作業が必要となり、システム対応でかなり負担になる。
- ・ 商工中金の使命はお客様の成長こそが私達の成長と考えており、企業価値の向上に繋がるような簡便な会計基準が望まれる。

(TKC 全国政経研究会 久田政策審議委員長)

- ・ 中小企業に元気を出してもらわなければならないという思いで日々仕事している。
- ・ 中小企業と言っても中堅から小規模・零細まで幅広く、会計実務の実態は大会社と

大きなギャップがある。中小企業の中には、記帳すら自社で出来ないところが多い。このため、まずは帳簿書類の整備・保存、月次決算を自ら行う体制を構築した上で、月次で業績把握ができるように指導している。適時で正確な記帳体制が重要である。税効果会計、退職給付会計、減損会計といった新会計基準と言われる処理は、中小企業経営者にほとんど意識されていない。

- ・ 中小指針のチェックリストは、保証協会の保証料が割引になる等の利点があるが、中小指針は、約 60 ページにも及んでおり、全ての中小企業に浸透しうるかについては疑問である。このため、一定レベルの中小企業やそれを志向する中小企業は指針を有効活用することが望ましいものの、原則と例外を逆転させる記載となれば、適用しやすくなるのではないか。小規模企業向けには、別途、税法を考慮しつつ減価償却、賞与引当金、貸倒引当金等少し手を伸ばせば届くくらいの会計基準を設けたらどうか。現在の中小指針と区別した方がより現実的であり、経営者にとって活用してもらえるのではないか。

( 中小企業家同友会全国協議会 大橋政策委員長 )

- ・ 中小企業家同友会は、従業員 30 名前後の会員約 41,000 社からの会費で運営されている任意の組織であり、良い会社、良い経営者、良い経営環境を目指した活動に取り組んでいる。
- ・ 中小企業の会計基準は、中小企業の役割、経済活動に見合ったものとすべきである。このため、現状の問題点を整理した上で、小規模企業と中小企業と中堅企業がそれぞれの自主目標となるようなガイドラインを設定して取り組んでいく。中小企業の実態をよく把握している中小企業庁及び関連する政策当局と一体となって、多くの中小企業団体と中小企業家等の関係者が集まって具体的なワーキングでまとめあげていく必要がある。

< 意見交換における主な発言の概要 >

( 非上場会社の会計基準の在り方に関する基本的な考え方 )

- ・ 中小企業、非上場企業の成長・発展、活力を阻害しないようにという観点を第 1 回会合で副大臣等が言われており、出発点とするとともに、非上場について、IFRS の影響を遮断するというメッセージを出すべき。また、非上場の会計基準は経営者がよく理解し、自社の経営状況に役立ち、金融機関等取引先にとっての有用性、作成負担の最小限の点が必要。
- ・ 会計基準の検討に当たっては、できるだけ多くの小規模・零細企業に使ってもらうことを目的とすべき。このため、国際化と切り離す方向で進めるとともに、簡素で安定的、しかも中小企業育成的な視点を強く持った基準とし、最初のハードルを低くすることが必要。
- ・ 中小企業向けの会計基準は、有用性の観点から、簡便で記帳が確実で、財務内容の

透明性が図られるものとするとともに、IFRS とは切り離されるべき。また、複雑にすることが「質の向上」ではなく、「質の向上」という意味を明確にすべき。更に、設定主体との関係が出てくるが、それぞれの会計ルールの連絡体制の強化が図られるべき。

- ・ 中堅企業でもグローバルな活動をしている場合、グローバルな情報開示が求められているので、IFRS の中でも入れられるものは国内基準に入れるべき。ただし、零細企業までも適用するという事ではない。
- ・ IFRS (中小企業版) についても言及してはどうか。なお、中小指針については、優遇措置をより活用すべき。
- ・ 会計基準を複雑にするかどうかでなく、会社の経営者が経営判断を的確にできるという意味で会計基準は大切。
- ・ 中小企業にとって有用なものとするため、会計基準は、経営者が自社の実態を的確に理解できるようにするものであるべき。
- ・ 中小企業が活力を強化するためには、経営者が実態を把握することが重要。また、中小企業の中でもグローバルな展開をしているところもあるため、「IFRS から切り離す」と言わない方が良い。また、企業の実態を把握するための物差しは1つだが、適用の仕方は十分考える必要がある。そういう意味で、簡略化はある。
- ・ 国際的に展開する非上場会社が任意で IFRS を適用することは構わないが、その他の非上場会社には IFRS は関係ないというメッセージを出すことが重要。

(「検討対象とする会社の分類」及び「適用される会計基準、指針」について)

- ・ 会計参与は大会社も採用できる制度である。基本的に中小指針は殆どどこかで税法を取り入れており、その範囲を広げることで多くのところが適用できるのではないか。
- ・ 基本的には、会計参与設置会社とそれ以外とを区分しない第二案が良い。トップダウンという引き算するやり方は IFRS ありきで、簡便性を図ってあげるという考え方自体が中小企業にとって違和感がある。会計参与の指針が必要であれば、指針を「会計参与の会計指針」とすることが必要である。ゼロベースで考えてほしいというのが殆ど多くの中小企業の声である。中小企業は伝統的な取得原価主義が馴染んでおり、最低限必要な修正をしていけばいい。企業会計原則のようなものをベースとして考えるべきである。なお、税法は会計ルールではないが、結果的に税会一致になるような会計のあり方が中小企業には最も望ましい。
- ・ 会計参与制度を伸ばしていこうとする施策の中で、この加速を止めるような話にならないような議論をすべき。
- ・ 会計参与設置会社とそれ以外を区分する第一案しかない。中小企業の会計基準は、中小企業関係者を集めて議論し、今の中小企業者が行う会計の実態を踏まえて作り直すべき。第一案は、現在行われていることを認めるだけで、全く異なる会計基準

を作ろうと言っているのではない。その意味で、会計基準、指針が複数ある場合に作成主体は異なる場合もあるが、会計基準や指針は、全体としては大きく1つであるというのはその通りである。中小企業の会計基準は、4者ではなく中小企業自らの総意で作らせる仕組みでないと、260万の中小企業はその基準を守らない。

- 中小企業の経営の健全化等のため、出来るだけ多くの企業に会計基準が採用されることが必要。このため、会計参与設置会社とそれ以外とを区分して、会計基準を開発することが必要。中小・中堅企業から小規模企業まで同じ基準でやっていけない。
- 基本的に中小企業の会計指針そのものを全部見直しされたらよいのではないか。
- 中小指針は、小規模、零細企業から見ると、非常に使い勝手の悪い、有用なものになり得てない。一から作ることが必要。
- 内容的には、ユーザー・フレンドリーでシンプルなものがあれば良いと思う。このシンプルなものを独立した基準とする必要はなく、例えば、中小指針を1回書き直して、そのうち必要なページの色を変えて、零細企業はここだけ読めばよいとすれば、別の会計基準ではなく、作り方も簡単にできるのではないか。
- 会計参与設置会社とそれ以外で性質が異なるという感覚はないし、当該境目を認識することは困難。このため、あまり多くの会計基準、指針を設けるべきではない。中小指針については、原則と例外とで記載順序を変えることも考えられる。小規模な会社に対応して、中小指針の利用のガイドブック的な手引きを日本公認会計士協会と日本税理士会連合会で検討中である。
- 中小企業の中でも、従業員が500名程度の会社はきちんとした会計基準に準拠する必要がある。このため、現在の会社の区分には問題があり、従業員数等を基準にするなど、会社の区分を見直すべきとの点は、報告書上、記載をして欲しい。250万社を1つにするのではなく分けるべき。会計参与設置会社との線引きでいいかどうかは分からない。また、ホールディング・カンパニーが傘下に事業会社を置くケースが増えているが、従業員にとっては、事業会社の個別財務諸表が重要であり、どう扱うか問題認識として必要。
- 上場会社の個別財務諸表については、本懇談会における論点ではないが、検討が必要な旨を明記して欲しい。欧州では、大・中・小の3区分に分けた対応がされており、第二案の3区分が合理的ではないか。また、中小指針において適用が困難な部分については、見直しの上、零細企業向けの免除規定を設けてはどうか。
- 中小指針の見直しに、全国連など関係者にも参加してもらってはどうか。国際的にもあまり多くの会計基準は設けていない。なお、売上高、総資産、従業員数等を基礎とした会社分類については問題提起する形でよい。
- 「会計基準が全体として大きく1つ」にすべきかどうかは意見を留保したい。会計基準のあり方を検討するに当たっては、できる限り多くの中小企業に参加してもらい、使い勝手の良いものであるべきという旨から出発すべき。大枠でまとめてこういったものにすべきというところからスタートすることには反対。

- ・ 何となく会計を 1 つの枠の中に収めて、その中から例外を認めようという点から始めず、ゼロからボトムアップで考えるべき。
- ・ 上場会社・非上場会社とで財務諸表の目的が異なるため、会計基準も異なることが考えられる。会計をまったく 1 つと言ってしまうのには若干危惧を感じる。
- ・ 会計基準が一つか複数かという点は、切り口によって異なった捉え方が出来るので大きくとらえるべき。会計処理が複数あるのは日本の会計慣行や専門家に一般的に受け入れられている一方で、会計処理が複数あることを前提に、一つの会計基準に立脚していることも事実である。
- ・ 大企業と中小企業とで異なる部分があるかもしれないが、例えば、売上の計上基準等は同一であろうから、「全体として大きく一つ」という点は何らかの形で残すべきである。

(3) 次回の懇談会は平成 22 年 5 月 24 日に開催される予定。

以 上